

## ○藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程

### (指導教員)

- 第1条 修士論文(以下「論文」という。)の作成指導を行うために、指導教員を定める。
- 2 指導教員は、藤女子大学大学院人間生活学研究科(以下「研究科」という。)において特別研究を担当する教授1名とする。
  - 3 やむを得ない事由がある場合には、指導教員が代わることがある。
  - 4 指導教員の指導を補佐するため、副指導教員を置くことができる。

### (題目の届出)

- 第2条 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の指導を受け、修了年度の前期授業終了日までに、修士論文題目届(様式1)を研究科長に提出するものとする。
- 2 やむを得ない事情により題目を変更する者は、指導教員の承認を受け、修士論文題目変更届(様式2)を研究科長に提出するものとする。

### (審査の願い出)

- 第3条 論文の審査を願い出る者は、次の書類を研究科長に提出するものとする。
- (1) 修士論文審査願(様式3) 1部
  - (2) 修士論文 正1部 副2部
  - (3) 略歴書(様式4) 1部

### (願い出の期限)

- 第4条 論文の審査の願い出の期限は、修了年度の2月9日正午までとする。ただし、2月9日が休日の場合は2月10日正午までとする。

### (審査の付託)

- 第5条 研究科長は論文を受理したとき、審査委員会に論文審査及び最終試験を付託する。
- 2 審査委員会に関する規程は、別に定める。

### (研究科委員会の審議)

- 第6条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて合否の判定を行うものとする。

### (再審査)

- 第7条 論文の審査に不合格になった者には、後日、再提出を求め再審査をすることがある。

### (保管)

- 第8条 論文は、本学図書館に保管する。

### (その他)

- 第9条 非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、修士論文題目届提出期限、修士論文提出期限について変更することがある。

### 附 則

- 1 この規程は、2003年4月23日から施行する。
- 2 2002年4月1日制定の藤女子大学人間生活学研究科修士論文規程は、廃止する。

附 則

この規程は、2003年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行し、2015年度修了予定者から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

様式1

修士論文題目届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 \_\_\_\_\_ 専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

修士論文の題目を次のとおり届け出ます。

論文題目

指導教員 \_\_\_\_\_ 印

副指導教員 \_\_\_\_\_ 印

様式2

修士論文題目変更届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 \_\_\_\_\_ 専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

修士論文の題目を次のとおり変更します。

論文題目

指導教員 \_\_\_\_\_ 印

副指導教員 \_\_\_\_\_ 印

様式3

修 士 論 文 審 査 願

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

本籍地 \_\_\_\_\_ (都道府県名のみ)

連絡用住所 \_\_\_\_\_

専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻

指導教員 \_\_\_\_\_

副指導教員 \_\_\_\_\_

論文題目

論文審査委員

主査 教授 \_\_\_\_\_

副査 \_\_\_\_\_

副査 \_\_\_\_\_

副査 \_\_\_\_\_

様式4

略 歴 書

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長 殿

人間生活学研究科 専攻

学籍番号

氏 名 印

私の略歴は、以下のとおりです。

生年月日	年 月 日生
本籍地	(都道府県名のみ)
大 学	大学 学部 学科 年 月 入学 卒業・退学
職 歴	年 月 年 月 年 月
大 学 院	藤女子大学大学院人間生活学研究科 年 月 入学 専攻 年 月 修了・修了見込